

調達要求番号：BP-25D1-214597

情報本部		仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	パーティションセット設置役務	DIH-LK-23070	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年12月21日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部計画部		

総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部において使用するパーティションセットの設置役務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容が、この仕様書に定める内容と異なる場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先されるものとする。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達（情報本部達第4号（平成20年3月19日））

1.2.2 関連文書

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）（情本計第651号（令和3年8月16日））

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 製品の種類及び数量

製品の種類及び数量は、表1による。

表1-製品の種類及び数量

番号	製品	数量	単位	備考
1	パーティションセット	1	式	スチールパーティション60w 東京パネル
1-1	パネルランマパネル	2	連	工業製 又は 同等品
1-2	パネルランマ内倒し	11	連	
1-3	カベチャンネル	2	連	
1-4	コーナーチャンネル	1	本	

2.3 機能

機能は、次による。

- a) パーティションセットの材質は、スチール製を基準とし、細部は官側との調整による。
- b) パーティションセットの色は、白を基準とし、細部は官側との調整による。
- c) パネルランマパネル及びパネルランマ内倒しの1連当たりの寸法は、幅900mm×高さ2600mmを基準とし、パネルランマ内倒しの上部の欄間については**付図1**のとおり、180°開口する欄間を使用するものとする。また、設置後のパーティション幅は100mm以内に収めるものとする。細部は官側との調整による。

3 役務に関する要求

3.1 設置時期

令和6年3月30日（土）までに実施するものとする。作業日は、土、日、祝日とし、細部は、官側との調整による。

3.2 設置場所

〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省庁舎C3棟

3.3 設置内容

設置内容は、**表1**に示す製品を**3.2**及び**付図2**に示す場所に設置するものとする。細部は、次による。

- a) **表1**に示す1-1及び1-2を**付図2**に示す場所に設置するものとする。
なお、1-2のパネルランマ内倒しについては、欄間部分が**付図3**に示す内側に開口するように設置するものとする。
- b) 設置後、容易に転倒しないよう転倒防止策を講じるものとする。
- c) 設置に必要な資材は、契約の相手方が準備するものとする。
なお、作業に使用する工具については、火花が飛ぶものは使用不可とする。
- d) 設置終了後は、確実に清掃を実施するものとする。
- e) 細部は、官側との調整による。

4 作業の内容

4.1 書類の提出

契約の相手方は、**表2**に示す提出書類を作成し、官側の確認を得た後、提出するものとする。

なお、実施計画書の作成について、契約の相手方は、契約締結後速やかに、以下の事項を記載した資料を提出するものとする。

- a) 実施体制
- b) 日程表
- c) 作業要領
- d) 留意事項
- e) その他必要な事項

表 2－提出書類一覧

名称	数量	提出時期	提出先	媒体	備考
実施計画書	1部	契約後、速やかに	情報本部 計画部	紙	a) 実施体制，日程表，作業要領，留意事項，その他必要な事項を記載すること。 b) 任意様式
実施報告書	1部	作業完了後、速やかに	情報本部 計画部	紙	a) 実施計画に基づく実施内容を記載すること。 b) 任意様式
納品書	3部	作業完了後、速やかに	情報本部 計画部	紙	防衛省所管物品管理取扱規則 に基づき作成すること。
単価表	3部	作業完了後、速やかに	情報本部 計画部	紙	a) 製品及び資材，役務の単価を記載すること。 b) 任意様式

4.2 養生

契約の相手方は、施設等を破損させることのないよう養生するものとし、破損した場合は監督官へ速やかに報告するものとする。なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 損傷発生時の対応

契約の相手方は、資材の搬入に際し、施設又は資材に何らかの損傷が発生した場合、直ちに官側に報告するとともに、官側の指示に従い、契約の相手方の責任及び費用負担により修復を行うこと。

4.4 廃材の処理

本契約の履行により廃材が生じた場合は、契約の相手方が処分するものとする。

5 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督・検査実施要領による。

6 その他の指示

6.1 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び使用することが必要な場合は、「**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）**」に定める申請を行い、許可を受けるものとする。

6.2 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている、立入りにふさわしい人物を持って充てるものとする。

c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うものとする。

6.3 附属品

附属品は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

6.4 官側の支援

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

6.5 役務実施上の注意事項

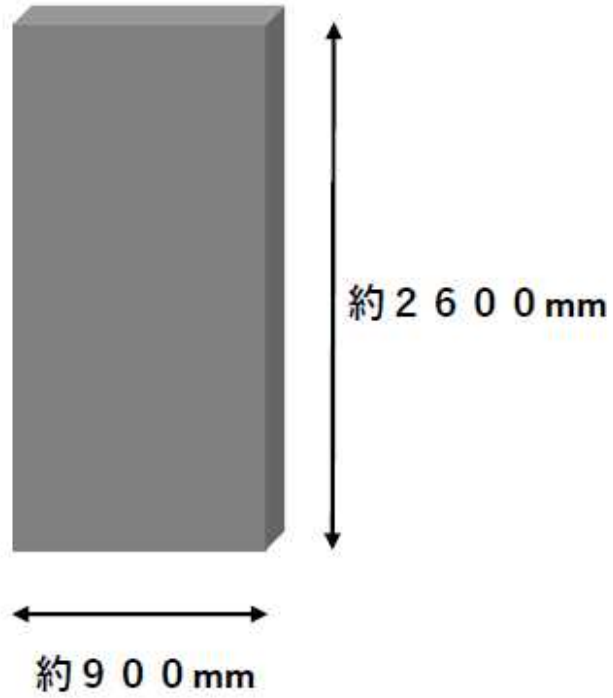
- a) この仕様書に記載されていない事項であっても、技術的に当然実施すべき事項については官側担当者と協議の上、実施するものとする。
- b) 契約の相手方が準備した材料に由来する発生材等の処理は、契約の相手方の責任において処分するものとする。

6.6 仕様書に対する疑義

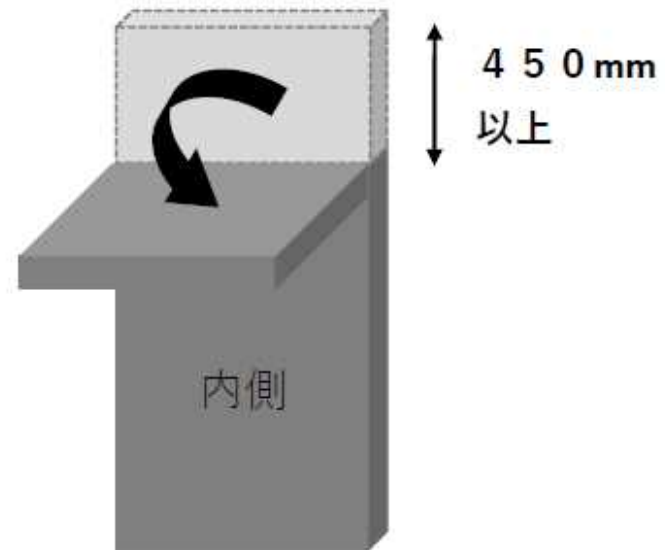
この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

部屋の内側から開閉可能なパーテーションを使用

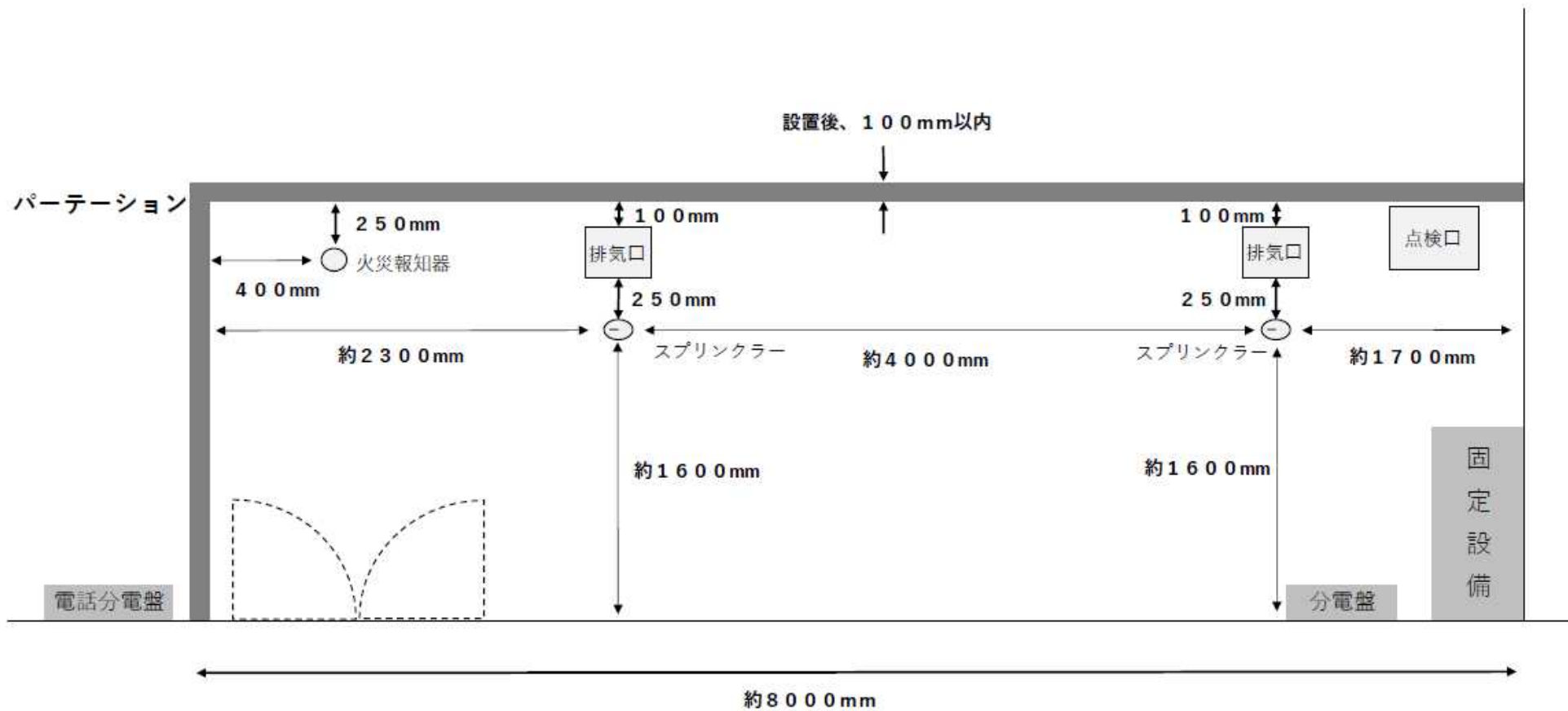
基準



180° 欄間オープン

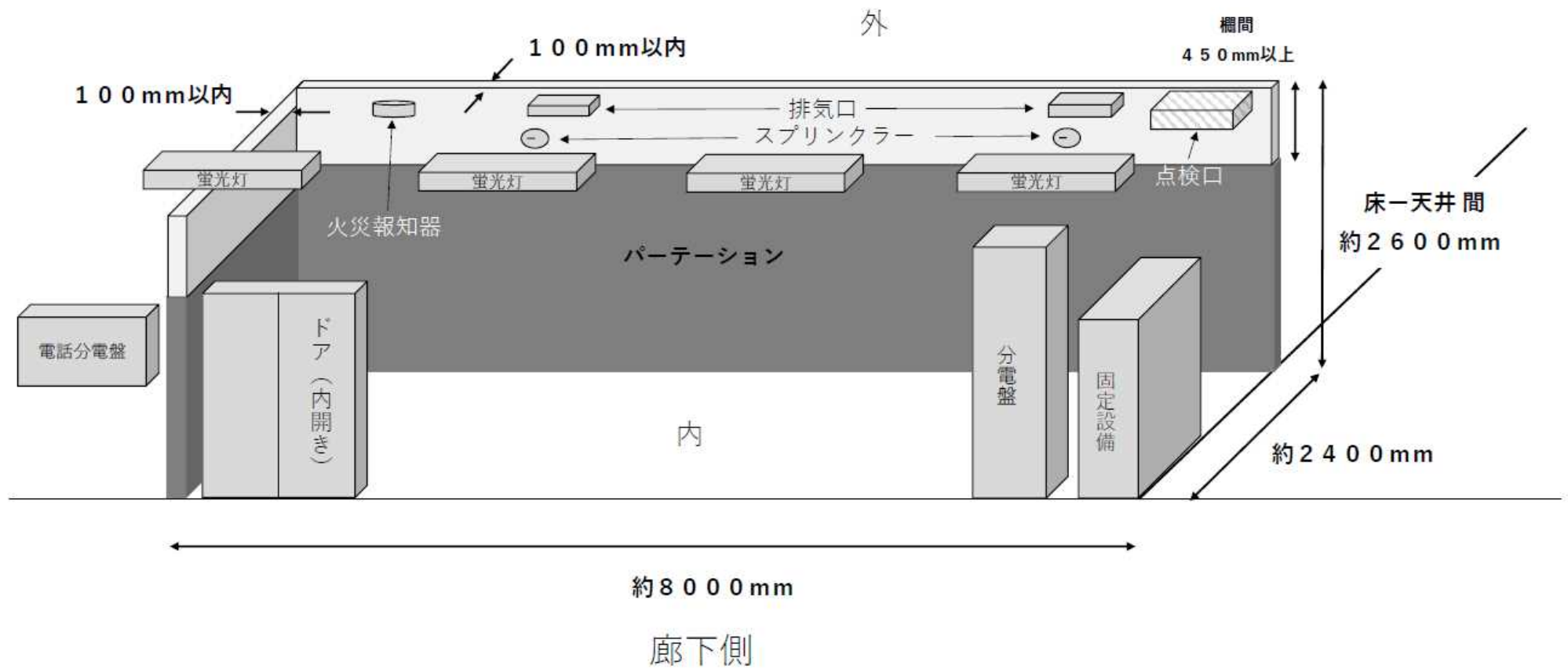


付図1 欄間の開閉



廊下側

付図2 平面図



付図3 立体図